厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

テクノロジー等を活用した介護現場における生産性向上の取組と直近の政策動向について

令和８年１１月

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

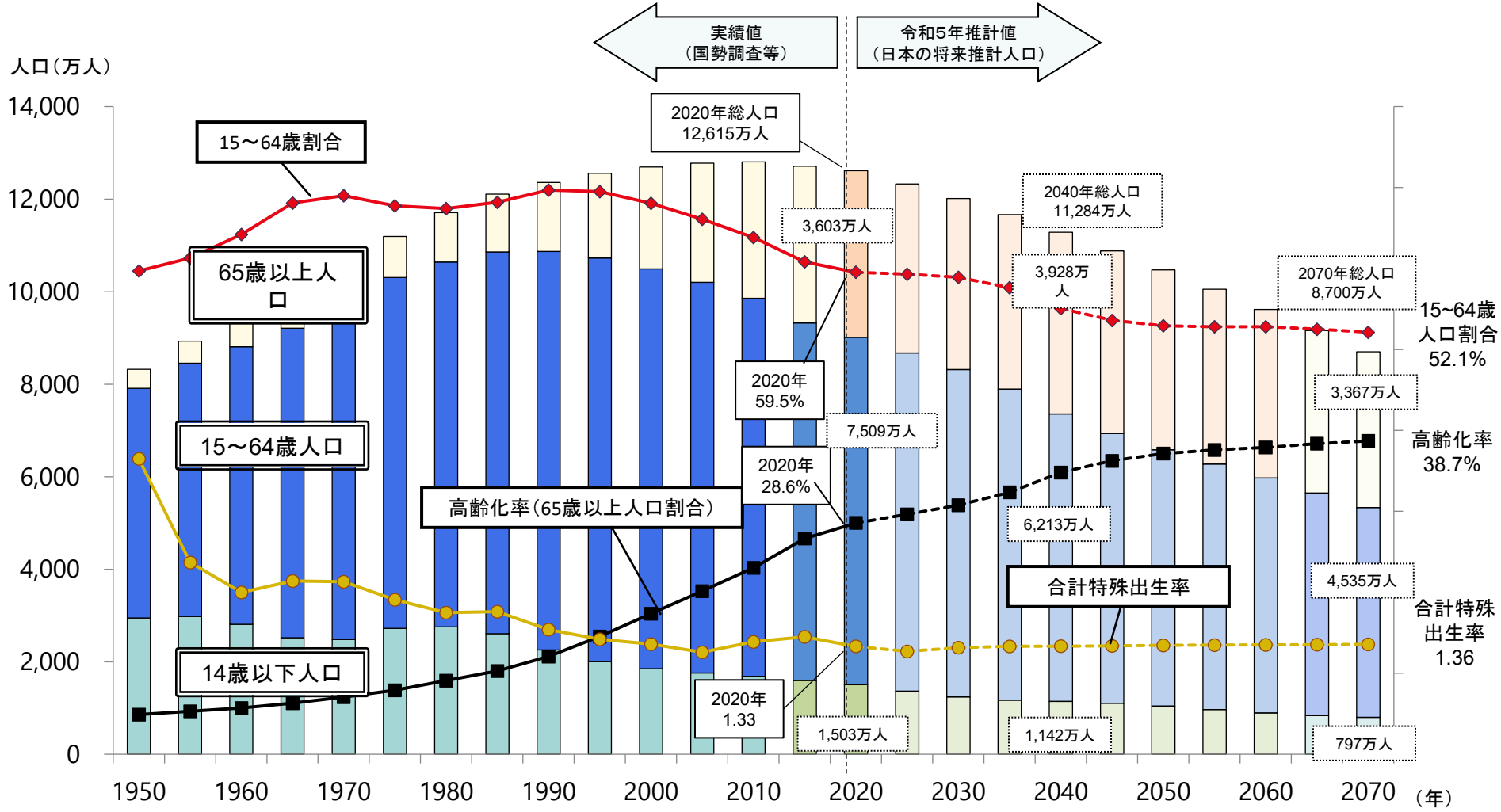
１．介護現場における生産性向上の必要性とテクノロジー導入支援政策

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本の人口の推移

○　日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39％の水準になると推計されている。



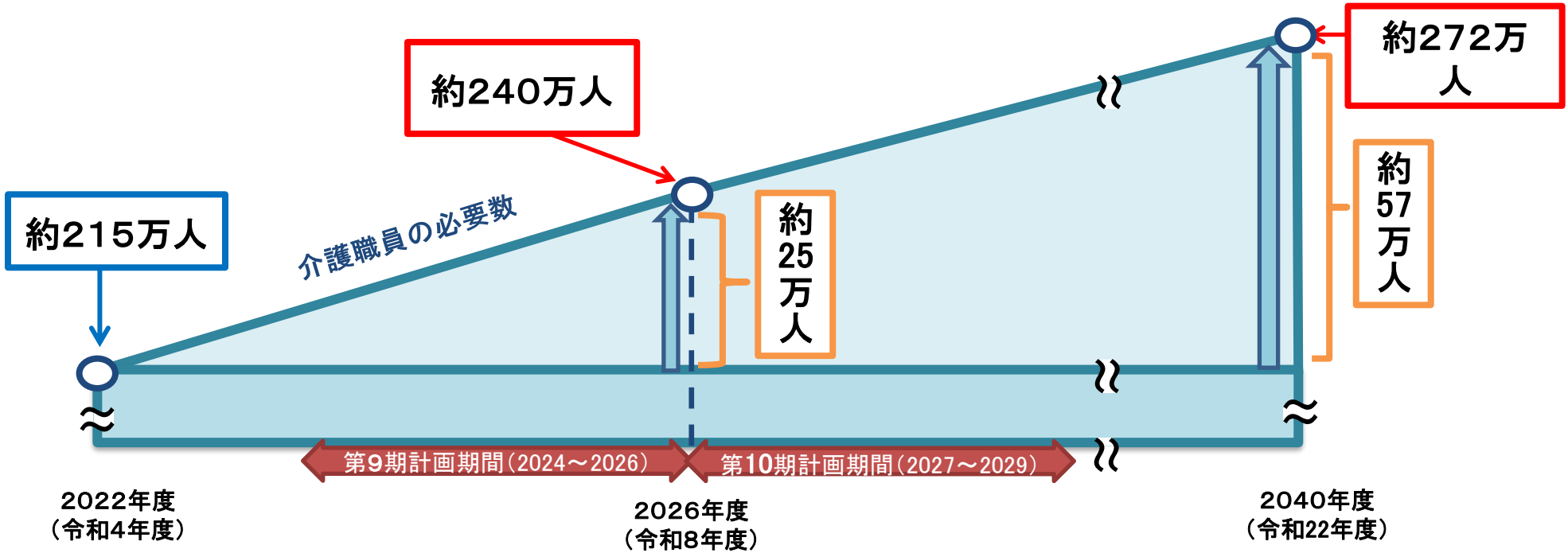
（出所）　2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

第９期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

○　第９期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
- 2026年度には**約２４０万人（＋約２５万人（6.3万人/年））**
- 2040年度には**約２７２万人（＋約５７万人（3.2万人/年））**

となった。　※（）内は2022年度（約215万人）比

○　国においては、①**介護職員の処遇改善**、②**多様な人材の確保・育成**、③**離職防止・定着促進・生産性向上**、④**介護職の魅力向上**、⑤**外国人材の受入環境整備**など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注１）2022年度（令和４年度）の介護職員数約215万人は、「令和４年介護サービス施設・事業所調査」による。
注２）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第９期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
注３）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

○ 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2％程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。

○ 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
- 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

多様な人材の確保・育成

○ 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援

○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援

○ ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進

○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進

○ 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施

○ 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

○ 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

○ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進

○ 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）

○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援

○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

○ 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置

○ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進

○ ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進

○ 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入れ環境整備

○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

○ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）

○ 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護現場における生産性向上（業務改善）の捉え方と生産性向上ガイドライン

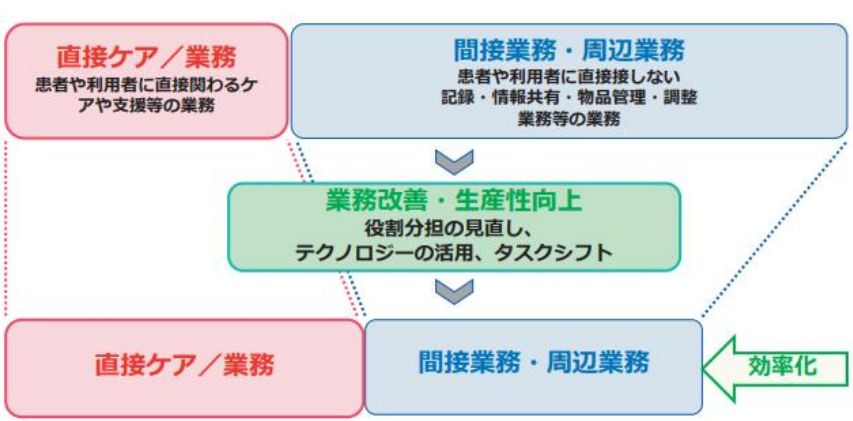
一般的な生産性向上の捉え方

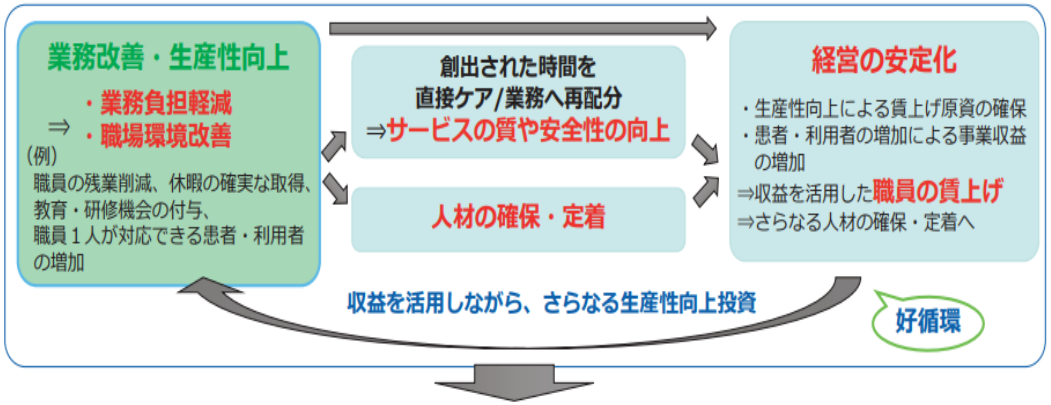
- 業務のやり方を工夫することで、現在の業務から「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくし、業務をより安全に、正確に、効率的に行い、負担を軽くすることを目的として取り組む活動のこと。
- 生産性（Output（成果）/Input（単位投入量））を向上させるには、その間にあるProcess（過程）に着目することが重要



介護サービスにおける生産性向上の捉え方

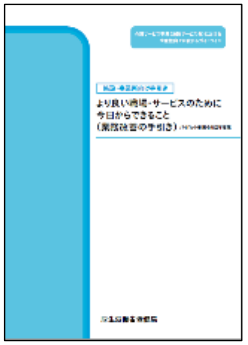
令和8年度　厚生労働白書 より抜粋





生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上（業務改善）に取り組むための指針として「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」を作成。
  - より良い職場・サービスのために今日からできること（自治体向け、施設・事業所向け）
  - 介護の価値向上につながる職場の作り方（居宅サービス分）
  - 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き（医療系サービス分）



より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き）
（介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

①職場環境の整備

取組前　　取組後



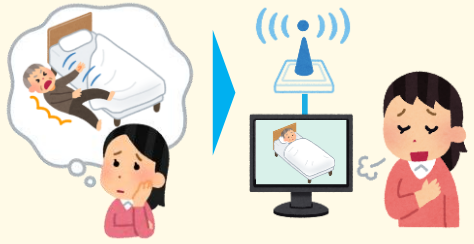
②業務の明確化と役割分担 (1)業務全体の流れを再構築

介護職の業務が明確化されていない　　業務を明確化し、適切な役割分担を行いケアの質を向上



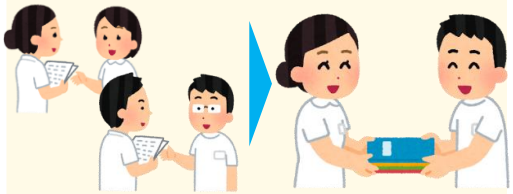
②業務の明確化と役割分担 (2)テクノロジーの活用

職員の心理的負担が大きい　　職員の心理的負担を軽減



③手順書の作成

職員によって異なる申し送り　　申し送りを標準化



④記録・報告様式の工夫

帳票に何度も転記　　タブレット端末やスマートフォンによるデータ入力（音声入力含む）とデータ共有



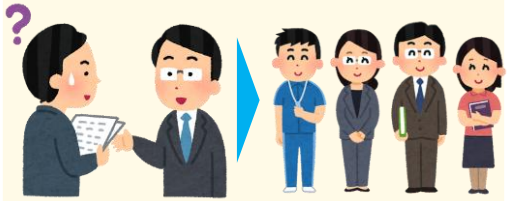
⑤情報共有の工夫

活動している職員に対してそれぞれ指示　　インカムを利用したタイムリーな情報共有



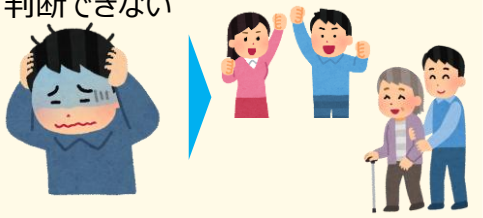
⑥OJTの仕組みづくり

職員の教え方にブレがある　　教育内容と指導方法を統一



⑦理念・行動指針の徹底

イレギュラーな事態が起こると職員が自身で判断できない　　組織の理念や行動指針に基づいた自律的な行動



介護分野におけるテクノロジーの活用例

スマートフォンを活用した記録・入力の省力化



⇒「記録・文書作成・連絡調整」業務が、約６分減少(職員１名・１勤務当たり)

情報の収集・蓄積・活用の円滑化によるケアの質向上

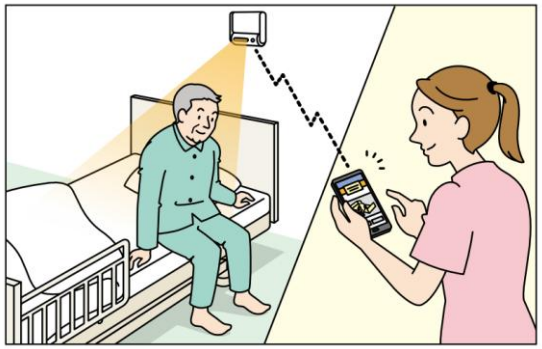


移乗支援機器を活用した従事者の負担軽減



⇒職員２名による介助から１名による介助になることで、排泄支援１回当たりの「移動・移乗」業務が９分減少

センサーを活用した見守りによる省力化・ケアの質向上



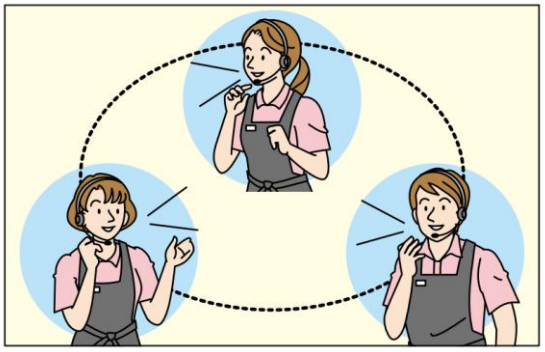
⇒「直接介護」及び「巡回・移動」時間の合計が、夜勤職員一人あたり減17分減少

センサーを活用した排泄予測による省力化・ケアの質向上



⇒トイレ誘導時、排泄が無かった回数が減少し、「排泄支援」の時間が約３分減少した（職員１名・１勤務当たり）

インカムを活用したコミュニケーションの効率化



⇒活動している職員に対してそれぞれ指示していたものから、全職員にタイムリーかつ双方向の情報共有が可能となり業務効率化に繋がる。

介護テクノロジー利用の重点分野

民間企業・研究機関等 【機器の開発】

日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた機器の開発支援 **【経産省中心】**

モニター調査の依頼等 ⇒

⇐ 試作機器の評価等

介護現場 【介護現場での実証等】

開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証(モニター調査・評価) **【厚労省中心】**

移乗支援（装着）
介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



移乗支援（非装着）
介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器



排泄支援（排泄物処理）
排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ



排泄支援（動作支援）
ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器



排泄支援（排泄予測・検知）
排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器



介護業務支援
介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム



見守り（施設）
介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



機能訓練支援
介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム



移動支援（屋外）
高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器



移動支援（装着）
高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器



見守り（在宅）
在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



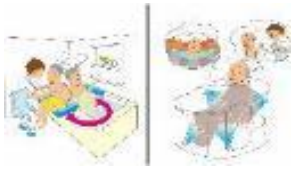
食事・栄養管理支援
高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム



移動支援（屋内）
高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



入浴支援
入浴におけるケアや動作を支援する機器



コミュニケーション
高齢者等のコミュニケーションを支援する機器



認知症生活支援・認知症ケア支援
認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

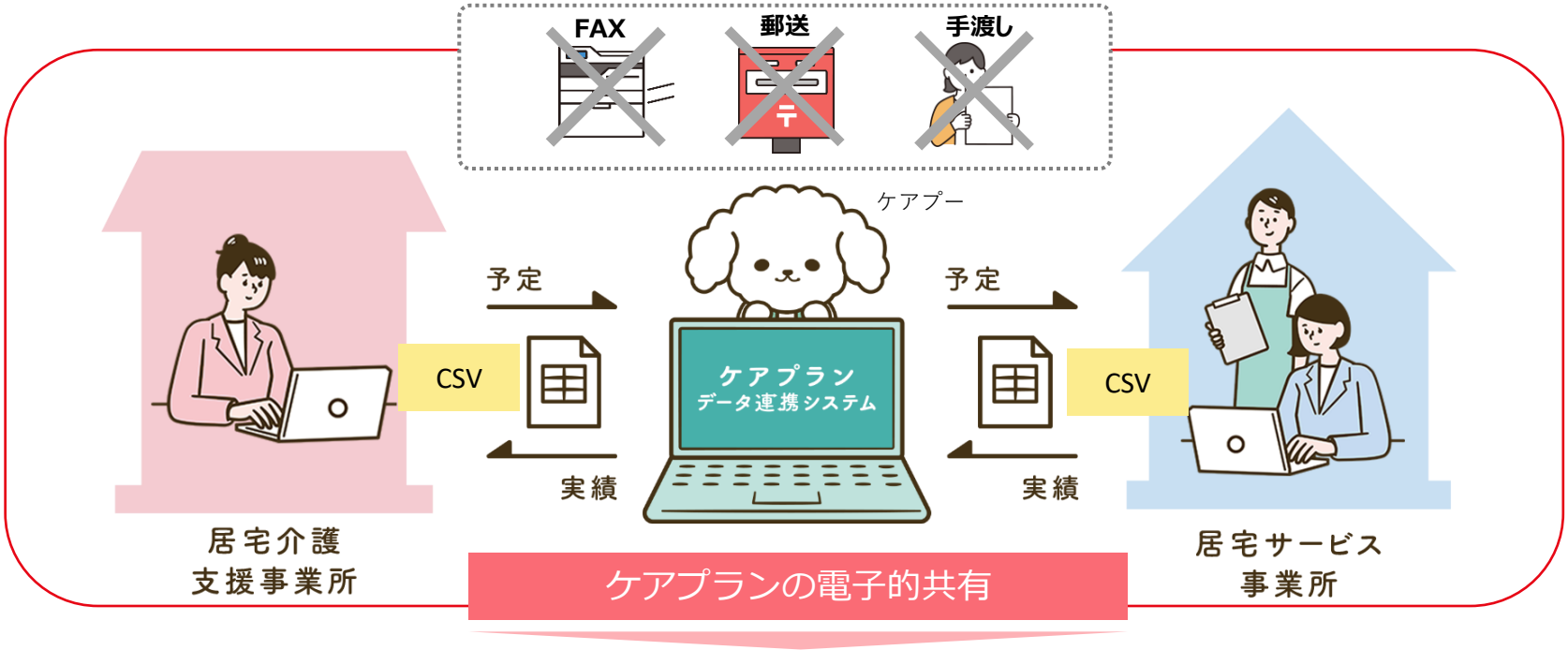


ケアプランデータ連携システムについて（概要）

○　居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）と介護サービス事業所の間で交わされるケアプラン（計画・予定・実績の情報）のデータ連携を実現するため、令和５年度から（公）国民健康保険中央会に「ケアプランデータ連携システム」を構築。

○　毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプランについて、「ケアプランデータ連携システム」の活用により、事業所間のデータ共有がオンラインで可能となり、複数事業所で事務負担が軽減される。

○　具体的には、居宅介護支援事業所・介護サービス事業所ともに転記不要、FAX・郵送不要となり、調査研究によれば作業時間が約1/3に削減、経費が約1/2に削減されるなど、大幅な事務負担の軽減が期待される。



介護事業所との間でケアプランを紙でやりとりしていた場合と比較して、

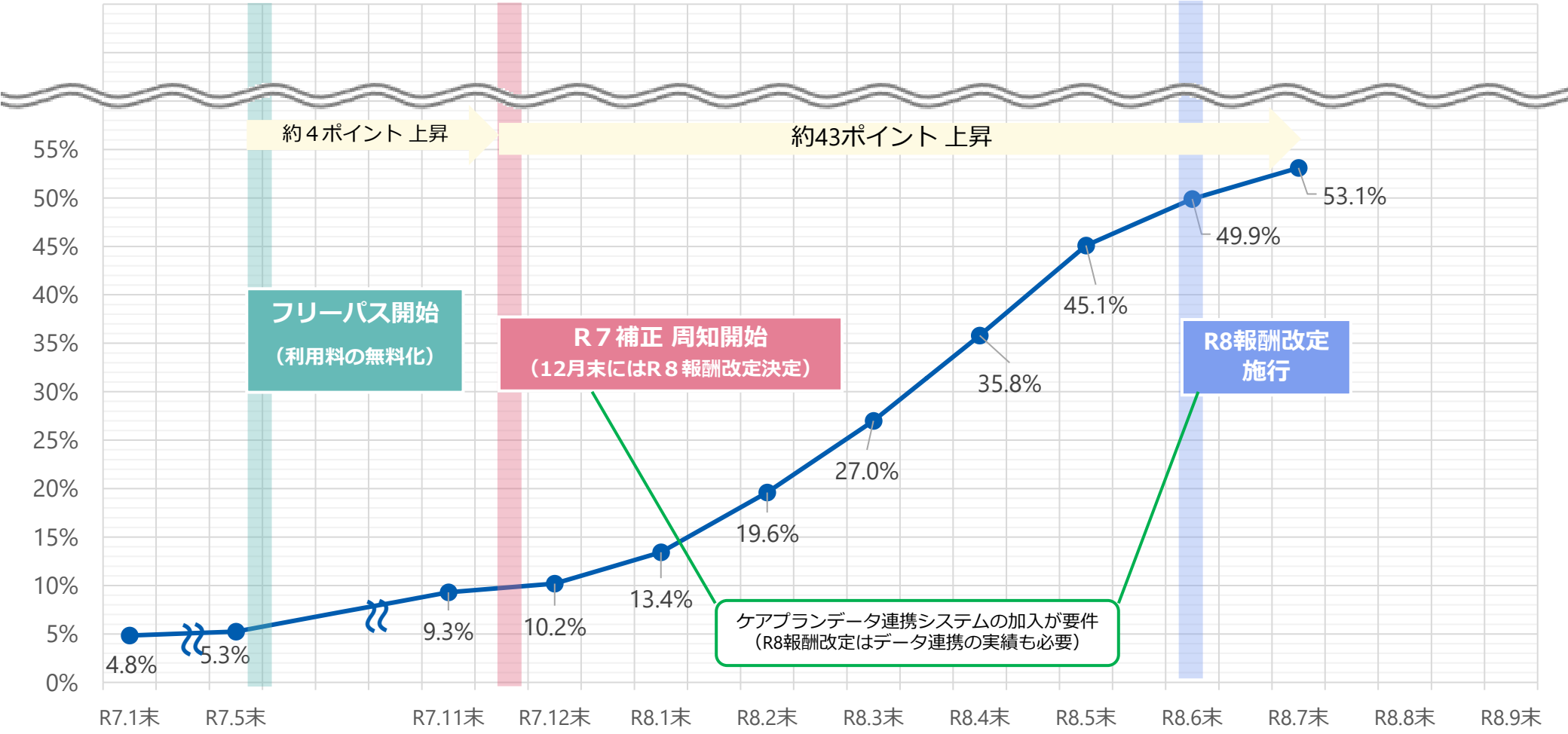
○ 印刷、郵送、移動等に要する作業時間が約１／３に削減　（事業所全体で52.4時間⇒18.1時間／月に削減）

○ 人件費、印刷費、郵送費、交通費などの経費が約１／２に削減　（事業所全体で13.4万円⇒6.7万円／月に削減）

※令和２年度老人保健健康増進等事業「介護分野の生産性向上に向けた ICT の更なる活用に関する調査研究」における試算

ケアプランデータ連携システム導入率

○フリーパス導入前の令和７年５月時点の5.3%から令和７年11月時点では9.3%と**４ポイント上昇**している。
○令和７年度補正予算「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」が周知された令和７年12月時点の10.2%から足元（令和８年７月末時点）では53.1%と約43ポイント上昇している。
○令和８年度介護報酬改定（令和８年６月施行）に伴い、さらに導入率の上昇が見込まれる。



※ケアプランデータ連携システムの導入率は該当時点で有効なライセンスから算出

ケアプランデータ連携システムの介護 WEB サービスへの移行
介 護 保 険 最 新 情 報 Vol.1529（令和８年７月29日）

ケアプランデータ連携システムは 2027年(令和9年)1月(予定)に 介護情報基盤 介護WEBサービスへ“引っ越し”します
（介護保険資格確認等WEBサービス）

介護WEBサービスへの登録を7月からお願いします
- ✓ 介護WEBサービスへの登録は簡単な手続です
- ✓ 2026年(令和8年)7月から12月までの間が引っ越し準備期間です
- ✓ 市町村(保険者)の介護情報基盤への対応状況によらず、準備が必要です

新しいケアプーはもっと便利に機能アップ
- ✓ データのダウンロードが何度でも可能に！
- ✓ パスワード入力が楽に！
- ✓ 複数端末での取り扱いが簡単に可能に！
- ✓ 画面の操作性も向上！

登録はこちらから（詳細は裏面）
介護WEBサービス



- ✓「介護WEBサービス」は、「介護情報基盤」にある利用者の介護にかかわる情報を取得するためのサービスです。

公益社団法人 国民健康保険中央会
厚生労働省

ケアプランデータ連携システムをご利用中の方へ

登録前に、電子請求受付システムでの利用ユーザIDとパスワードを準備してください

▼ ケアプランデータ連携システムの証明書がインストールされているパソコンの場合の流れ ▼

① 登録サイトへ
介護情報基盤の介護WEBサービスサイトを開く
介護WEBサービス

② 事業所ユーザログイン
「事業所ユーザログイン」をクリックする
事業所ユーザログイン

③ ユーザID、パスワード入力
電子請求受付システムのIDとパスワードを入力してログインする

④ セキュリティコード入力
設定していない場合はスキップ

⑤ ワンタイム認証
電子請求受付システムに登録のメールアドレス / SMSに送付されるワンタイム認証コードを入力して認証する

⑥ 管理者ユーザ登録
管理者ユーザを登録して完了
管理者ユーザ新規登録

ケアプランデータ連携システムをこれから導入の方へ

ケアプーの輪が広がってます！50%突破※

現行のケアプランデータ連携システムインストールと介護WEBサービス双方の登録が必要です。今すぐ両方導入して、ケアプランデータ連携の操作に慣れておくことをおすすめします。

製品ダウンロード・手順はこちら

※介護DBで集計した事業所数に対する有効ライセンス事業所割合（令和8年7月初旬時点）から算出

困った時はヘルプデスクへお問い合わせください
TEL 0120-584-708 ケアプラン ヘルプデスク 検索

- 介護WEBサービスへの引っ越しに伴う介護報酬における各種加算の取扱いについては、追って厚生労働省からご案内いたします。
- 介護情報基盤の導入にあたっては、助成金の活用が可能です。詳しくは、右の二次元バーコードより介護情報基盤ポータルをご覧ください。

【〇介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等に対する支援】

令和7年度補正予算額　220億円
※医療・介護等支援パッケージ

老健局高齢者支援課（内線3997）
社会・援護局福祉基盤課（内線2866）

施策名：ウ　介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

①　施策の目的

・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
・また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

②　対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③　施策の概要

・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入
・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用（※）を補助
（※）介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施
・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

（2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施
①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構（WAM）による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施（事業スキーム：国 → WAM（実施主体）、運営費交付金の交付）

（3）都道府県等による伴走支援等の実施
・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



【実施主体】
都道府県　（都道府県から市町村への補助も可）
【負担割合】
（1）①、（2）①・・・国・都道府県4／5、事業者1／5
（1）②、（3）・・・国・都道府県　10／10
※国と都道府県の負担割合は以下の通り
（1）①、（2）①・・・国4／5、都道府県1／5
（1）②・・・国9／10、都道府県1／10 、（3）・・・国 10/10

⑤成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

拡充 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和８年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象

【介護テクノロジー】
- 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等（カタログ方式（※）により補助対象の判定）

※（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」において介護テクノロジーとして掲載

【パッケージ型導入】
- 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費

【その他】
- 第三者による業務改善支援等にかかる経費

3 補助要件等

・介護ロボット等のパッケージ導入モデルや生産性向上ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を報告すること
・第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること
・介護情報基盤の利用準備を整えること

【介護テクノロジー（介護ソフト除く）】

区分	補助額	補助台数
○移乗支援（装着型・非装着型） ○入浴支援	上限100万円	必要台数
○上記以外	上限30万円	

【介護ソフト】

補助上限額	補助台数
● 1～10人　100万円 ● 11～20人 150万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～　250万円 ※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数

【パッケージ型導入】

補助額	補助台数
上限400～1,000万円	必要台数

補助率　以下の要件を満たす場合は３/４を下限（これ以外の場合は１／２を下限）	
介護テクノロジー	【共通要件】 ・職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金へ還元することを導入効果報告に明記 ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること 【入所・泊まり・居住系】 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること 【在宅系】 ・令和８年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること
パッケージ型導入	【共通要件】 ・従業員がデジタル中核人材養成研修を受講していること 【入所・泊まり・居住系】 ・見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの３点を活用すること 【在宅系】 ・令和８年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること により５事業所以上とデータ連携を行うこと

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4	R5
介護ロボット導入支援事業	1,813	2,297	2,720	2,930	316
ICT導入支援事業	195	2,560	5,371	5,075	423

実施主体

基金(国２/３)　→　国　→　都道府県　一部助成　→　介護施設等

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業
テクノエイド協会による介護テクノロジーのカタログ化

【課題・背景】

（事業所）どのようなテクノロジーを導入したらよいかわからない

（都道府県）補助金の対象であるかどうかすぐに判断できない

- 「介護テクノロジー利用の重点分野」（2024年6月改訂）の決定を契機に、テクノエイド協会が、福祉用具情報システム（TAIS）を活用し、実用化されている介護テクノロジーを利用した製品情報を収集し、厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品情報を提供する事業を開始（2025年1月～）。
- TAISコードの登録を行った製品の製造・輸入事業者から申請を受け、協会が設置する外部有識者からなる「厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品の検討委員会」の審査を経て、該当製品の選定を行い、協会のホームページ上に介護テクノロジーのどのカテゴリーに該当するかがわかるよう情報を掲載。
- こうした情報を、国が制度を創設し、都道府県が実施している介護テクノロジーの導入支援（補助）事業の対象製品の「カタログ」として活用。
- 補助金申請事業者の製品選定の補助や申請書類の簡素化及び都道府県の審査事務負担の軽減を期待。

1	申請受付	**年間を通じて、受付**しております。 **毎月5日までに受理した情報**について、 **翌月の1日に情報提供**いたします。（※1） ※1　ただし、記載内容の不備や確認作業に時間を要する場合等は、この限りではありません。
2	検討委員会	介護保険給付対象福祉用具情報検討委員会は、**毎月、25日前後に開催**いたします。 厚生労働省が行う導入支援の対象となりうる製品の検討委員会は、**年4回程度**を予定しております。
3	情報提供	**毎月1日、協会のホームページを更新**いたします。情報提供を開始します。（※2） ※2　年末年始や祝祭日等については、多少前後します。
4	ご請求	登録が完了し、**情報提供を開始した後**、ご請求させていただきます。 ただし、更新料については、毎年4月中旬頃、ご請求させていただきます。（※3） ※3　登録料は年度単位となります。基本、毎年自動更新となりますので、翌年度へ更新を希望しない場合、毎年3月5日までに協会あて必ずお申し出ください。

提出書類等一覧　※登録を希望の方は、以下の書類等を必ず提出してください。

①登録申込書　：登録の申込書にあたります。
②「企業情報」登録用紙　：初回登録時のみ、ご提出いただく書類です。
③「福祉用具情報」登録用紙：1製品につき1枚、ご提出いただく書類です。
④登録する用具の画像データ及び②③のExcelデータ
　：USB、CD等にデータを入れて提出してください。
⑤製品カタログ　：当該製品（登録しようとしている用具）が掲載されたカタログを必ず提出してください。なお、カタログが未作成の場合、当該製品の仕様や使用方法等が確認できる書類を必ず添付してください。

※登録用紙は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。
（https://www.techno-tais.jp/「福祉用具を登録する」参照。）

- 情報登録は有料
  - 企業情報：¥11,000/年（更新¥5,500）
  - 用具情報：¥6,600/年（更新¥3,300）
- 年度単位（４月～翌年３月）　更新制
- 選定後、安全性や有効性に懸念が生じた場合、状況に応じて再審査を行う。

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業
カタログ化の考え方

補助金の対象となる機器

福祉用具情報システム（TAIS）　テクノエイド協会

介護テクノロジー
○○支援

https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php



介護記録ソフト

＋

TAISに未掲載の介護テクノロジー

※都道府県が判断

＋

- ケアプランデータ連携標準仕様ベンダー試験結果
- 厚生労働省　介護ソフト機能調査結果※

介護記録ソフトについては、カタログやこれらの情報を参考に、実際の業務改善計画書に即して、必要性を判断する

※介護記録ソフトには、①１つのソフトで多くの機能を網羅しているもの　②特定の機能に特化したもの　があり、主な要件である「一気通貫」を実現するのに複数のソフトを組み合わせる場合もある。

※これまでは、各都道府県が介護ソフトベンダーから必要な資料を個別に入手していたところを、厚生労働省が一元的にベンダーから情報収集して定期的に都道府県に情報提供することとしている。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

２．生産性向上に関わる直近の政策動向
ｉ）法改正

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

改正の趣旨　質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

⑴　小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

⑵　特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

⑶　頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

⑷　成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

⑸　有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

⑹　介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

２．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴　福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

⑵　介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

⑶　ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

３．支援基盤の強化等

⑴　社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

⑵　災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和９年４月１日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

2.（1） 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、**関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要**です。



見直し内容

① 福祉人材確保のための協議会の設置

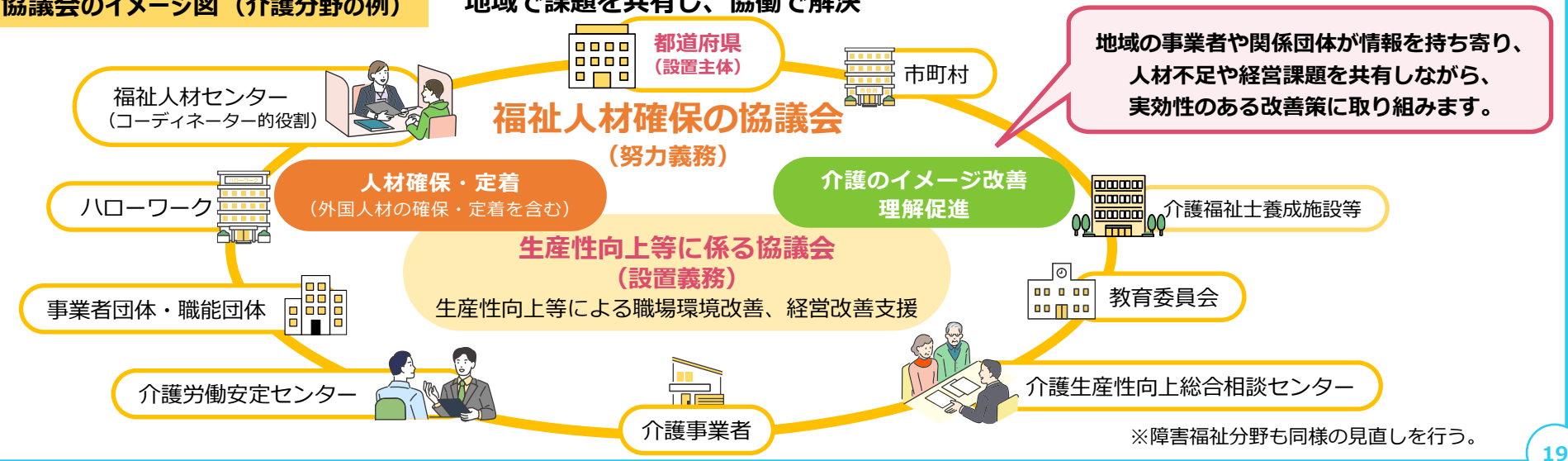
公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※１）

公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※２）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

（※１）障害福祉分野も同様の見直しを行う
（※２）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など

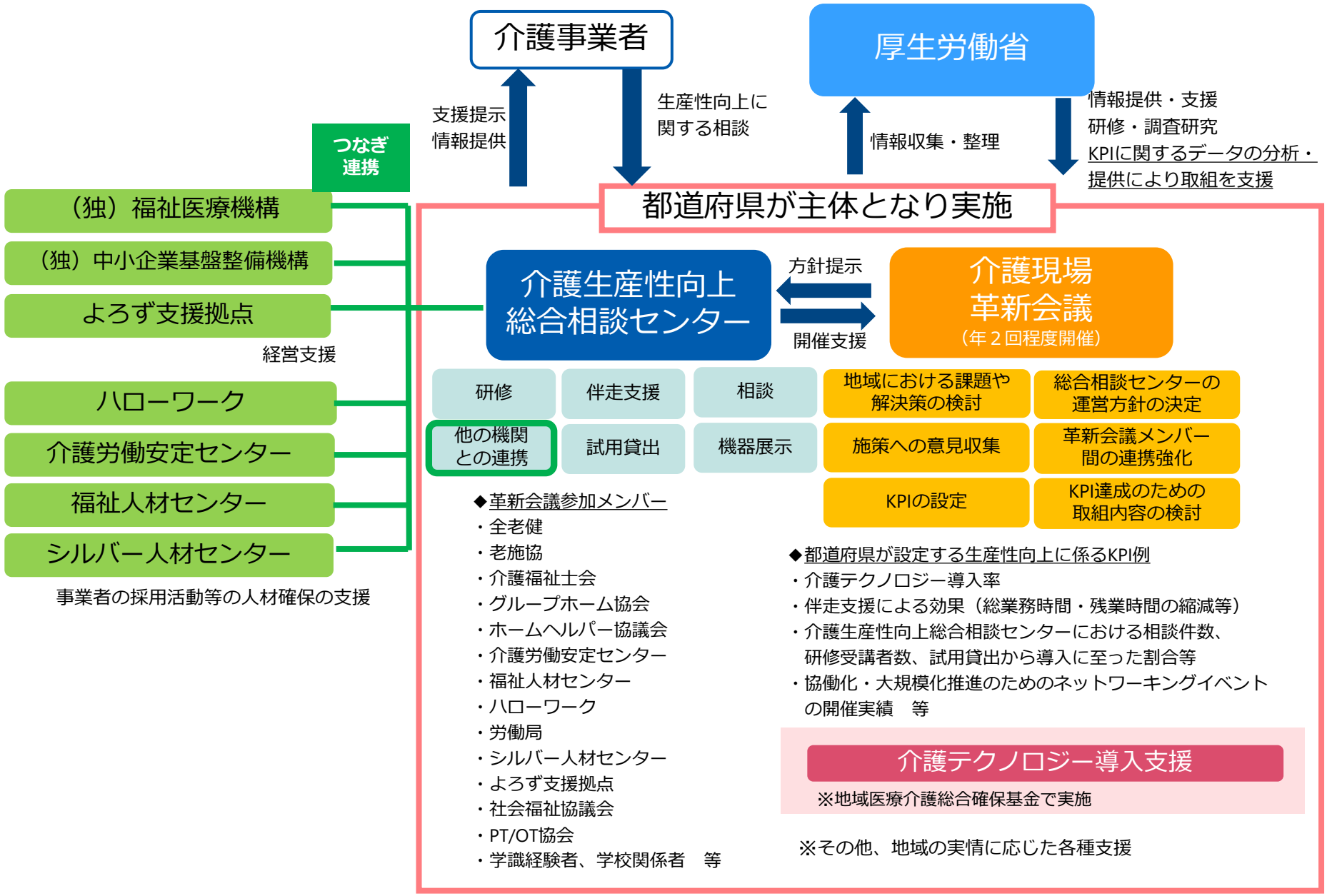
協議会のイメージ図（介護分野の例）



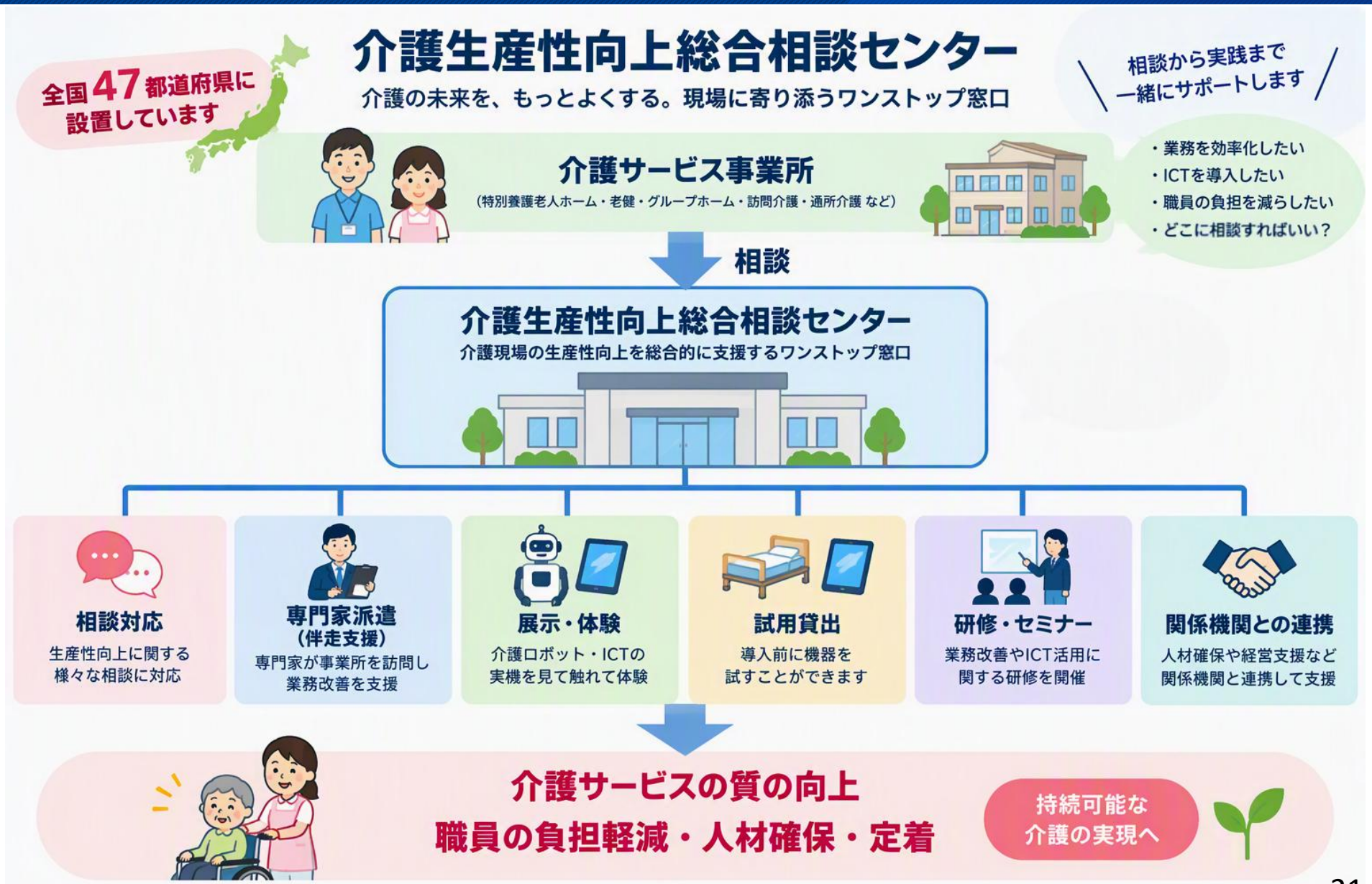
※障害福祉分野も同様の見直しを行う。

施行日：令和９年４月１日　※障害福祉分野については、法律の公布後３年以内に政令で定める日

都道府県における生産性向上の取組の促進策の全体像



介護生産性向上総合相談センター



２．生産性向上に関わる直近の政策動向

ⅱ）令和９年度報酬改定

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

省令改正

■　介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。＜経過措置３年間＞

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

告示改正

■　介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【単位数】

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　10単位/月（新設）

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算（Ⅰ）＞

○　（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
○　見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
○　職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＞

○　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
○　見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の概要（仕組みのイメージ）

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100単位/月

↓ **算定開始前**

【安全対策等の検討】利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（設置義務）
⇒　加算を取得する場合は経過措置期間であっても設置が必要。
また、３月に１回以上開催し、上記取組の状況を確認

基準省令
（３年の経過措置）

テクノロジー導入
（①見守り機器、②インカム等、③介護記録ソフト等の**全て**）

職員間の適切な役割分担

業務改善の取組による成果の確認
ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
イ　総業務時間、超過勤務時間の変化
ウ　年次有給休暇の取得状況の変化

↓ **算定開始後**

【実施状況の確認及び必要な見直しの検討】委員会の開催（１回/３月）

業務改善の取組の実績を厚労省に報告（１回/年）
ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
イ　総業務時間、超過勤務時間の変化
ウ　年次有給休暇の取得状況の変化
エ　心理的負担等の変化(SRS-18等)
オ　機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月

↓ **算定開始前**

テクノロジー導入
（①見守り機器、②インカム等、③介護記録ソフト等のうち**１つ以上**）

↓ **算定開始後**

業務改善の取組による成果の確認
テクノロジー導入後、生産性向上の取組を**三月以上継続した上**で、当該介護機器の導入前後の状況を比較

※加算Ⅱから加算Ⅰへの移行のほか、
加算Ⅱを取得せず、最初から加算Ⅰの取得も可能

業務改善の取組の実績を厚労省に報告（１回/年）
ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
イ　総業務時間、超過勤務時間の変化
ウ　年次有給休暇の取得状況の変化

生産性向上推進体制加算算定率

○令和８年５月の請求実績データを用いて、各種加算の算定率を分析した。
○生産性向上推進体制加算Ⅰについては、介護予防特定施設入居者生活介護における算定率が最も高く、16.6%であった。次いで、特定施設入居者生活介護が高く、14.6%であった。
○生産性向上推進体制加算Ⅱについては、介護老人福祉施設における算定率が最も高く、50.3%であった。次いで、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）が高く、47.5%であった。介護老人保健施設は46.1%、特定施設入居者生活介護は35.6%であった。

No	サービス名	2026年5月において請求実績のある事業所	加算算定・テクノロジー活用ありの事業所数			
			生産性向上推進体制加算Ⅰ		生産性向上推進体制加算Ⅱ	
			加算算定事業者数	算定率	加算算定事業者数	算定率
21	短期入所生活介護	10,589	327	3.1%	4,021	38.0%
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,388	170	5.0%	1,557	46.0%
23	短期入所療養介護（病院等）	51	0	0.0%	0	0.0%
24	介護予防短期入所生活介護	3,838	130	3.4%	1,439	37.5%
25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	461	25	5.4%	219	47.5%
26	介護予防短期入所療養介護（病院等）	5	0	0.0%	0	0.0%
27	特定施設入居者生活介護（短期利用）	225	31	13.8%	58	25.8%
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	15	0	0.0%	4	26.7%
2A	短期入所療養介護（介護医療院）	92	1	1.1%	25	27.2%
2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	6	0	0.0%	0	0.0%
32	認知症対応型共同生活介護	14,076	172	1.2%	4,108	29.2%
33	特定施設入居者生活介護	6,117	892	14.6%	2,178	35.6%
35	介護予防特定施設入居者生活介護	4,722	783	16.6%	1,738	36.8%
36	地域密着型特定施設入居者生活介護	370	6	1.6%	118	31.9%
37	介護予防認知症対応型共同生活介護	907	8	0.9%	253	27.9%
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	234	3	1.3%	74	31.6%
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	3	0	0.0%	1	33.3%
51	介護老人福祉施設	8,565	370	4.3%	4,307	50.3%
52	介護老人保健施設	4,081	184	4.5%	1,880	46.1%
54	地域密着型老人福祉施設	2,570	103	4.0%	1,182	46.0%
55	介護医療院	936	7	0.7%	211	22.5%
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）	223	3	1.3%	42	18.8%
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	25	0	0.0%	6	24.0%
73	小規模多機能型居宅介護	5,179	65	1.3%	1,286	24.8%
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,622	45	1.2%	857	23.7%
77	複合型サービス	1,177	24	2.0%	318	27.0%
79	複合型サービス（短期利用）	147	5	3.4%	29	19.7%
全体		71,624	3,354	4.7%	25,911	36.2%

• 令和８年５月に請求実績のある事業所を分母として、令和８年４月において各加算を算定している事業所の割合を算定率として算出した。

介護現場における生産性向上の推進の現状と課題

第263回社会保障審議会介護給付費分科会（資料2）
令和８年8月28日

現状と課題

■介護現場における生産性向上とは、介護テクノロジーの活用やタスクシフト/シェアを推進し、業務の改善や効率化等を進めることによって、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすとともに、職員の残業削減や休暇の確実な取得、教育・研修機会の付与など職員への投資を充実させることにより、介護サービスの質の向上にもつなげていくことなどを考えている。

■令和６年度介護報酬改定では、以下を実施した。

・施設系サービスを対象に生産性向上推進体制加算を新設

・特定施設において、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準を特例的に柔軟化

・介護老人保健施設等における見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の見直し

・認知症対応型共同生活介護における見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

■令和６年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用促進の観点から創設する加算について、当該加算を算定する介護サービス事業所における生産性向上の取組の進展状況を定期的に把握・分析し、その結果を踏まえ、加算の見直しを含む必要な対応を検討していくべきである。また、先進的なテクノロジーを活用した在宅も含む利用者の状態把握や職員の負担軽減に資する取組等について、引き続き実証事業等を行い、効果等を検証していくべき」とされたところ。

■審議報告を踏まえ、生産性向上の取組の進展状況の把握・検証を行うため、介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業を行ったところ、「介護テクノロジー利用の重点分野」、「ウェアラブルデバイス」、 「職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（インカム等）」のいずれかを導入していると回答した割合は介護老人福祉施設では約90%、介護老人保健施設では約85%であり、施設系サービスにおいては幅広く普及してきたことが確認された。一方、訪問系・通所系サービスは施設系サービスと比べ、普及がしているとはいえない状況である。

■いわゆる介護助手等を活用している施設・事業所における全体の変化について、「介護職員の身体的負担軽減につながった」が78.5%、「サービスの安定的な提供につながった」が74.9%等の結果が得られた。

介護現場における生産性向上の推進の現状と課題

第263回社会保障審議会介護給付費分科会（資料2）
令和８年8月28日

現状と課題

■このような中で、過年度の介護ロボット（テクノロジー）等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（以下、効果測定事業という）において実証を行ったところ、

・夜間の見守り機器の活用により「直接介護」と「巡回・移動」の合計時間が介護老人福祉施設では約100分減少がみられたことや、職員間の情報共有や医師との情報連携・相談が推進されたことによるケアの質の確保

・訪問系・通所系サービスにおいても介護テクノロジーの導入により、文書記録時間が約16分減少した等の間接業務時間の削減や削減時間を利用者との会話等に当てることによるサービスの質の向上

・ケアプランデータ連携システムの活用により、実績確認＋予定実績入力業務について、居宅介護支援事業所では約6.5時間の削減

等の結果が確認された。

■介護人材不足への対応や生産性の向上、安定的なサービス提供を可能とする観点からは、介護の経営の協働化・大規模化により人材や資源を効果的・効率的に活用することが重要。

■令和６年度委託事業において、協働化や大規模化に関するアンケート調査やヒアリング等を実施し、「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン」をとりまとめた。

■令和７年度補正予算において、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援を実施している。

介護現場における生産性向上の推進の現状と課題

第263回社会保障審議会介護給付費分科会（資料2）
令和８年8月28日

論 点

■今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急激に減少していることが見込まれ、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

こうした実態を踏まえ、

・利用者のQOLや安全等の確保を図りつつ、介護職員の業務負担軽減や介護サービスの質の向上を図り、

・多様な人材がやりがいをもって働くことができる介護現場となるように、

更なる介護テクノロジー等の活用を推進するに当たって、どのような方策が考えられるか。

特に夜間の見守り機器の活用による職員の業務時間の削減等が見られたことを踏まえ、夜間の見守り機器を活用した場合の方策についてどのようなものが考えられるか。

また、令和６年に新設した施設系サービスの生産性向上推進体制加算について先進的な取組への評価のあり方や訪問系・通所系サービスの生産性向上の取組の評価等についてどのようなものが考えられるか。

■地域の実情等を踏まえた経営の協働化・大規模化の推進について、どのような方策が考えられるか。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3

３．介護職員の働きやすい職場環境づくり
取り組み事例

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年度介護職員の働きやすい職場環境づくり
内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰　受賞事業所一覧

○　内閣総理大臣表彰（居宅系サービス1）

おはなリハ　ケアマネステーション （茨城県　つくば市） 【居宅系サービス】	居宅介護 支援事業所	・訪問先における**介護記録の入力完結と記録時間大幅減** ⇒事業所に戻ってから入力が不要となり、超過勤務の激減でワークライフバランスを実現 ⇒ケアプランデータ連携システム・音声入力システム・クラウド業務管理を導入し、データ管理、業務効率化 ・職員間で**ICTリーダーや副担当制**を導入し、急用の際にも社内チャットで即時共有・代替対応できる仕組みを構築。 ⇒　緊急時にも適時かつ効率的な対応が可能となり、**担当件数の増加により給与増を実現。** ＜指標＞ ・1件当たりの記録時間減少　45分（R6．12）⇒　5分（R7．12） ・職員への年間給与支給額増加　26％増（R6．12　⇒　R7．12）

○　厚生労働大臣表彰　優良賞（施設・居住系サービス3、居宅系サービス2）

みと東部特別養護老人ホーム （茨城県　水戸市） 【施設・居住系サービス】	介護老人福祉施設	・**チャットツール・介護記録ソフト**の活用により、電子による情報共有体制を整備。 ・**週休3日制の試験導入**により、育児や家庭事情を抱える職員が継続就労できる体制整備。 ＜指標＞資格手当の総支給額　5，794千円／年（R5）⇒　6，518千円／年（R6） 離職率　7．6％（R5）⇒　1．6％（R6）
特別養護老人ホーム極楽苑 （愛知県　名古屋市） 【施設・居住系サービス】	介護老人福祉施設	・組織改革チームを結成し、**床走行リフト、自動体位交換エアマットレス、天井走行リフト**などを順次導入し、抱えないケアを実現。 ＜指標＞腰痛による離職者の割合　32％（R3～R5）⇒　0％（R6～）
介護老人保健施設わさだケアセンター （大分県　大分市） 【施設・居住系サービス】	介護老人保健施設	・**ノーリフティングケア**の推進や**見守りセンサーとカメラの全床導入**により、職員の身体的・精神的負担を軽減。 ＜指標＞介護職員の総残業時間　42時間／月（R6．4～8）⇒　29時間／月（R7．10）
ささづ苑デイサービスセンター （富山県　富山市） 【居宅系サービス】	通所介護	・**送迎自動作成システム**によって、1日2時間かかる属人化していた業務が、誰にでもできて15分への短縮化が可能となった。また、入浴もインカムや音声入力で短縮。 ＜指標＞送迎表作成に要する時間　120分／日（R5平均）⇒　15分／日（R7．9）
もてなし日和　ゆのえん （群馬県　渋川市） 【居宅系サービス】	通所介護	・**チャットツール・インカム・一気通貫の介護ソフト**を導入し経営層と同等の情報を全職員にリアルタイムで共有する体制を構築。 ＜指標＞記録業務にかかる事業所全体の平均時間　180分／日（H28）⇒　45分／日（R6） 離職率　26．3％（R3）⇒　11．1％（R6）

※この他、厚生労働大臣表彰奨励賞を105事業所に授与。

おはなリハ ケアマネステーション

内閣総理大臣表彰

法人名	オハナ・リハ株式会社
サービス種別	居宅介護支援
所在地	茨城県つくば市
利用者数	280名
従業員数	7名（常勤7名／非常勤0名）

※利用者数及び従業員数は令和８年１月１日時点



▲音声入力で空き時間の記録作業が簡単に



▲職員（ICTリーダー）による定期勉強会の様子



▲外部コンサルタントによる月1回の定例アドバイス

①生産性向上の取組

音声入力・RPA導入で業務を効率化

②職員の待遇改善に係る取組

柔軟な勤務体制の実現

③人材育成に係る取組

未経験者が育つ育成体制の確立

	①生産性向上の取組	②職員の待遇改善に係る取組	③人材育成に係る取組
主な課題	紙、FAX、メール等が混在し、かえって確認の手間が増大。全ての事務をケアマネジャーが担い、残業や持ち帰り業務が常態化していた。	子どもの急な呼び出しに伴う訪問の延期など、特に子育て中の職員が精神的負担を抱えやすい環境になっており、キャリア継続を断念するケースも生じていた。	積極的に未経験者を採用・育成していくという法人の方針があったが、ケアマネ業務の性質上、職員の不安感を取り除くための客観的で確かな教育が必要だった。
取組開始時期	令和6年12月～	令和6年6月～	令和6年12月～
取組の内容	✓ 音声入力システムを全面導入し、インテーク（初回面談）や会議中も対話に集中しながら記録作成を可能にするとともに、入力時間の個人差を解消した ✓ ケアプランデータ連携システムおよびクラウド型業務管理を導入し、在宅・訪問先からのリアルタイムアクセスと書類電子化を実現した ✓ RPA※1を導入して記録・議事録作成を自動化するとともに、若い職員を「ICTリーダー」として登用することで、職員主導の継続的な業務改善体制を構築した	✓ 担当・副担当制を導入し、急用の際にも社内チャットで即時共有・代替対応できる仕組みを構築した ✓ 入職初日からの有給休暇付与、一定条件クリアによる在宅ワーク・直行直帰・一時帰宅制など、柔軟な勤務体制を整備した ✓ 月1回以上の1on1ミーティングを実施し、職員が悩みを抱え込まない対話重視の組織文化を醸成した ✓ 職員目線の事業所の魅力をSNSで積極的に発信し、子育て世代を含む幅広い年齢層の応募を実現した	✓ 外部コンサルタントによるケアプラン記載に関するアドバイス、OJTを導入し、自己流の解釈が減り、客観的な質の担保と職員の安心感の確立に繋がった ✓ 研修の動画化とAI要約等により、職員がいつでも振り返り学習できる環境を整備した ✓ 入職後半年間は先輩職員が育成担当者となり、当該担当者に教育手当と評価制度を設けるなど、育成を「役割と責任」として組織に定着させた ✓ 上記の取組を通じて、ほとんどの未経験職員が半年以内に30件以上を担当できる体制を整えた
取組前後の成果指標	記録入力時間（1件の平均）：45分 → 5分 支援経過・議事録作成時間（職員1人あたり、月間）：20時間 → 5時間 利用者数（職員1人あたり、要介護換算）：34.1人 → 40.8人（R6.12 → R7.12）	子育て中職員の継続就労率：50% → 100% 離職率：30% → 0%（R6 → R7） ハローワーク・HP・SNSからの年間応募者数：5人→15人（R6 → R7）	外部指導により「安心して仕事に取り組めるようになった」割合：20% → 100%（R6.12 → R7.12） 未経験からの育成実績（過去の離職者を含む）：10人（12人中）
負担軽減・満足度指標	職員1人あたりの平均有給休暇取得日数（年）：8.75日（R6.12） → 10.66日（R7.12） 職員の給与（1名当たりの年間支給額の平均増加分）：26%増（R6→R7）		

※1「Robotic Process Automation」の略。定型的なPC作業をソフトウェアロボットで自動化する仕組み。

ご清聴ありがとうございました

株式会社NTTデータ経営研究所

Lighting the way
to a brighter society

都道府県における介護現場の生産性向上に向けた取組状況

－介護生産性向上総合相談センターの取組を中心に－

2026年11月

株式会社NTTデータ経営研究所

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

目次

1　はじめに
- 弊社（NTTデータ経営研究所）の役割
- 生産性向上の取組が必要な背景

2　介護生産性向上総合相談センターの概要
- 全国の設置状況
- 国・センター・関係機関等のつながり

3　センターの取組
- 6つの支援（相談対応・研修会・伴走支援・機器展示・試用貸出・つなぎ連携）

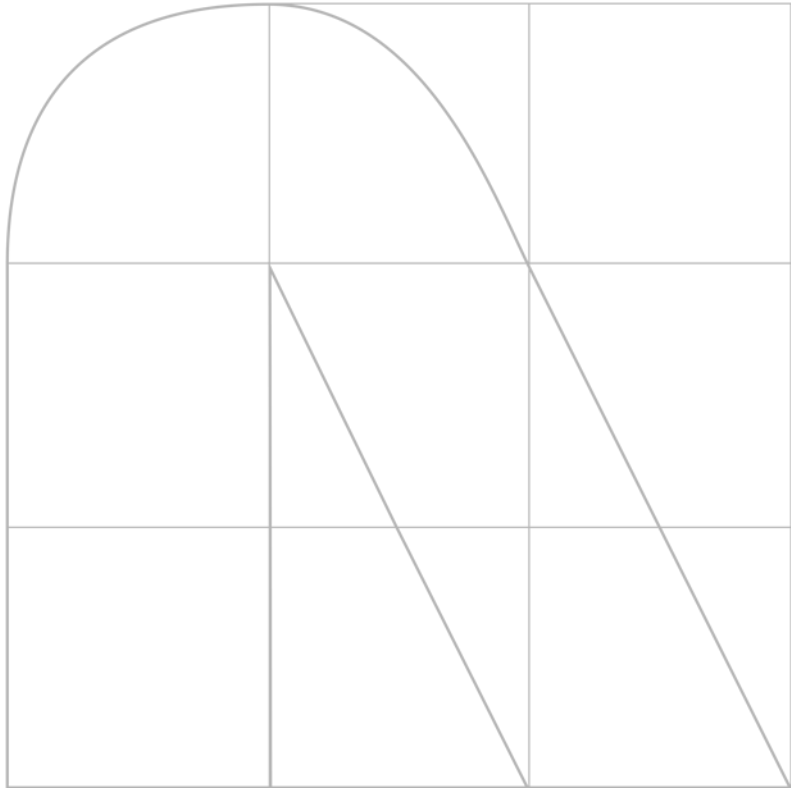
4　センターを活用するために
- HPで使える情報
- まとめ

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

1

はじめに

- 弊社（NTTデータ経営研究所）の役割
- 生産性向上の取組が必要な背景



© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

弊社（NTTデータ経営研究所）の役割

厚生労働省の委託事業として、全国の取組状況の把握と介護生産性向上総合相談センターの運営等に関する支援を行っています

厚生労働省

委託

NTTデータ経営研究所
各都道府県へセンターの運営方法等に関する支援を実施

調査・助言

47都道府県
介護生産性向上総合相談センター
介護現場革新会議

都道府県の取組状況のとりまとめ

全国の取組を横断的に把握し、介護現場の生産性向上に関するデータや好事例等を各都道府県へ共有します

センターの運営方法等へのアドバイス

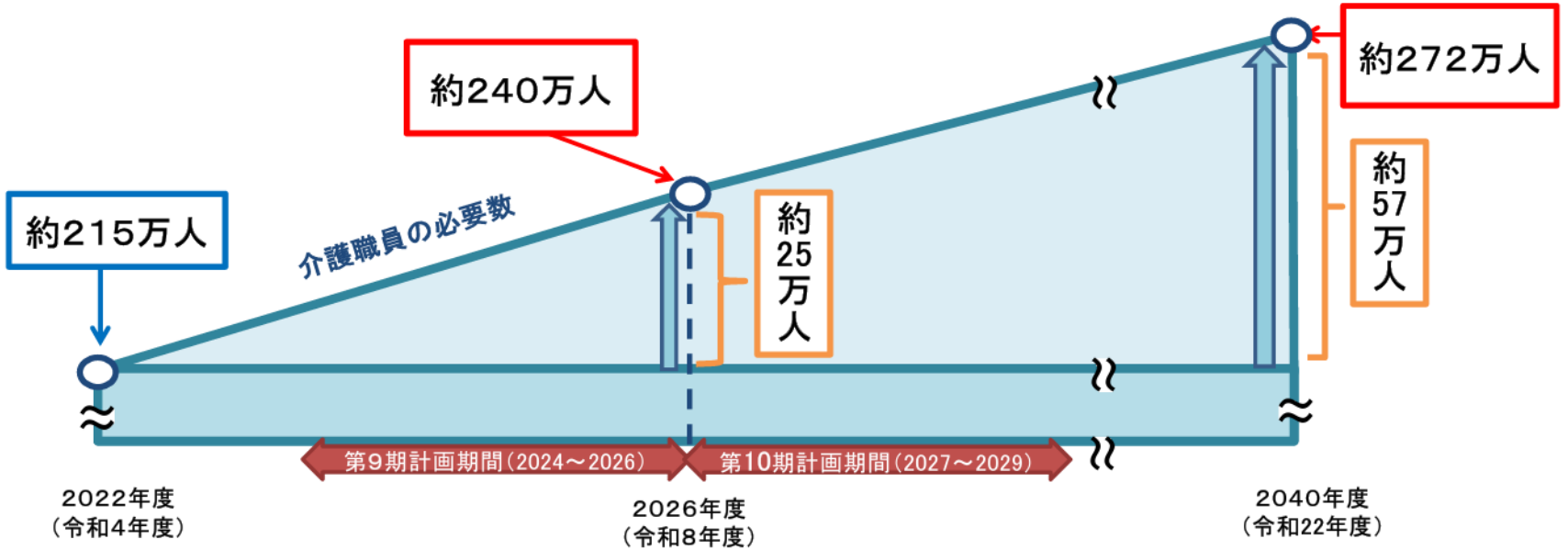
介護生産性向上総合相談センターの運営等について、助言等を実施します

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

生産性向上の取組が必要な背景

○　第９期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
・ 2026年度には**約２４０万人（＋約２５万人（6.3万人/年））**
・ 2040年度には**約２７２万人（＋約５７万人（3.2万人/年））**
となった。　※（）内は2022年度（約215万人）比

○　国においては、①**介護職員の処遇改善**、②**多様な人材の確保・育成**、③**離職防止・定着促進・生産性向上**、④**介護職の魅力向上**、⑤**外国人材の受入環境整備**など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注１）2022年度（令和４年度）の介護職員数約215万人は、「令和４年介護サービス施設・事業所調査」による。
注２）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第９期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
注３）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

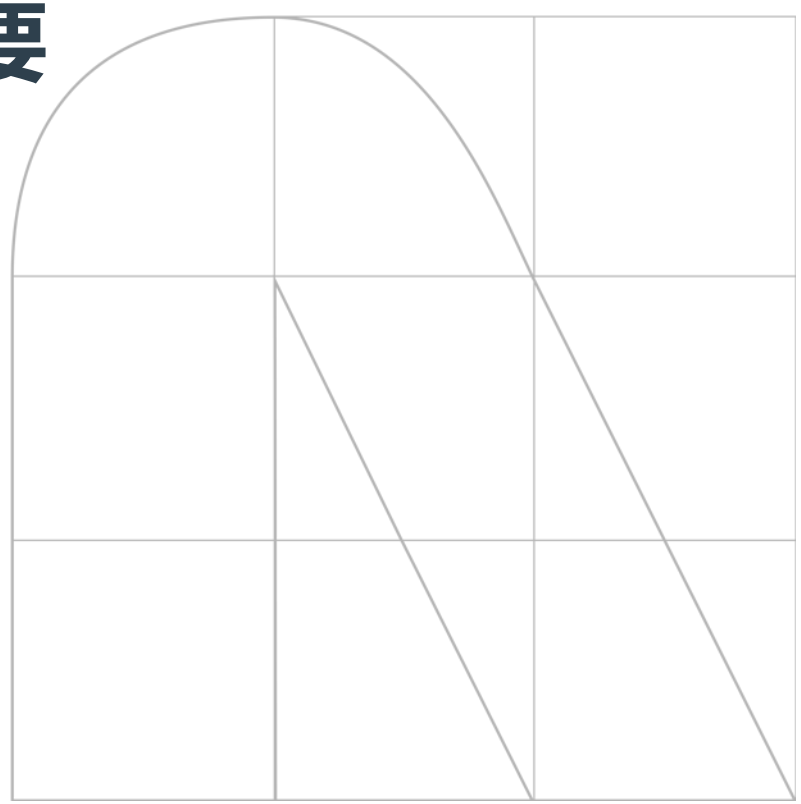
出典：厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」別紙1

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

2

介護生産性向上総合相談センターの概要

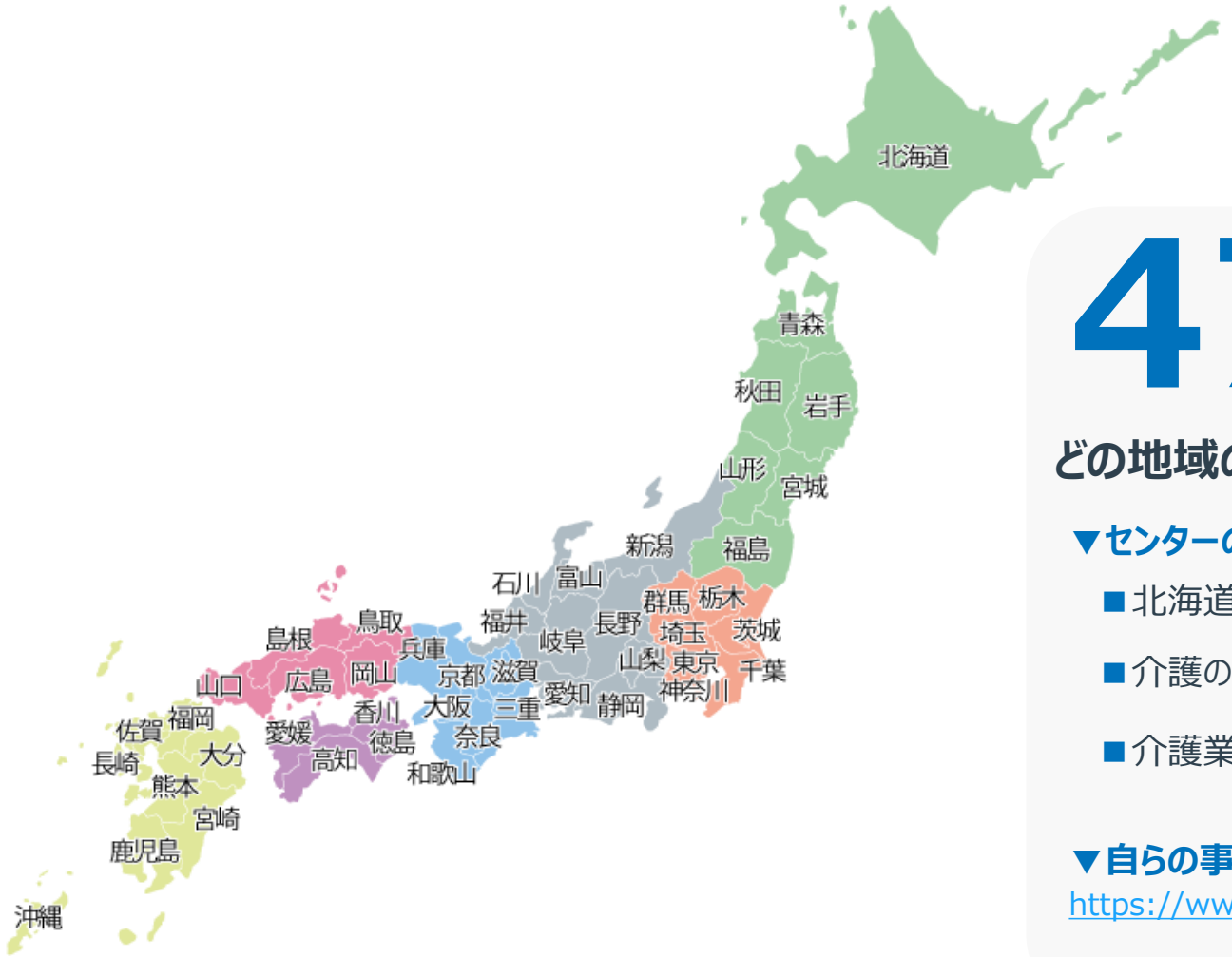
- 全国の設置状況
- 国・センター・関係機関等のつながり



© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

全国の設置状況

介護生産性向上総合相談センターは、全47都道府県に設置されています



47／47都道府県

どの地域の事業所も、身近な窓口に相談できます

▼センターの名称は都道府県によって異なります（例）

- ■北海道介護現場業務改善総合相談センター
- ■介護のしごとサポートセンターとちぎ
- ■介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ

▼自らの事業所が所在する都道府県のセンターは、以下URLから検索できます

https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/ns/link/consultation.html

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

国・センター・関係機関等のつながり

センターは、国や関係機関とつながり、事業所の課題に総合的に対応します

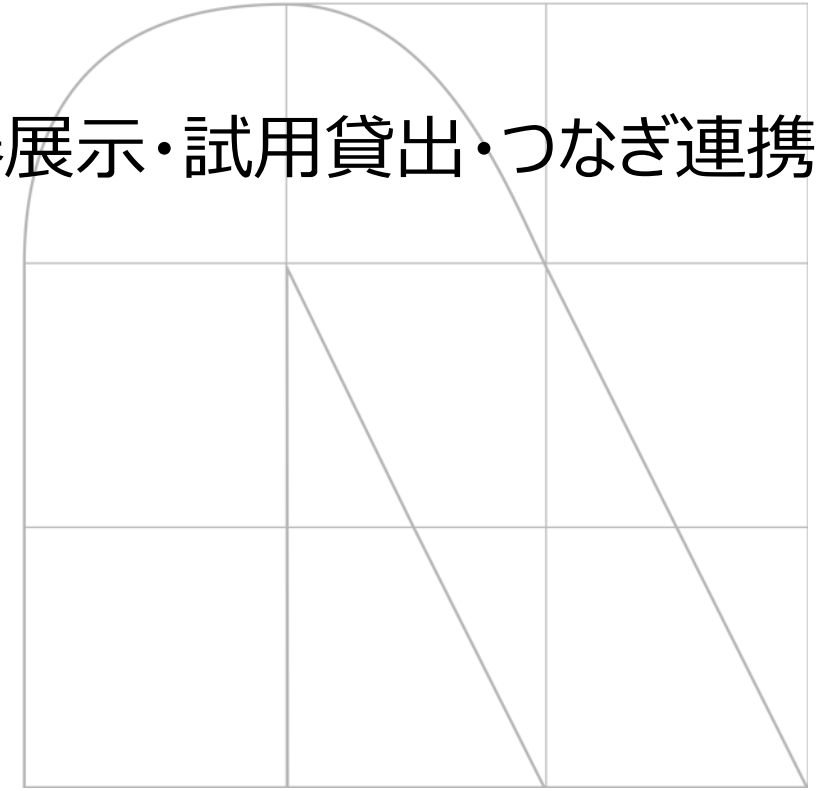


© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

3

センターの取組

– 6つの支援（相談対応・研修会・伴走支援・機器展示・試用貸出・つなぎ連携）



© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

センターの取組

センターは基本的に6つの支援を行っています

センターの6つの支援

① 相談対応

生産性向上や介護テクノロジーの導入・活用等に関する相談に助言等を行います

② 研修会

生産性向上等に関する研修会を開催しています

③ 伴走支援

専門家が事業所に対して、訪問等を通じた伴走的な支援を実施します

④ 機器展示

介護テクノロジーを実際に見て、触れることができる場を提供しています

⑤ 試用貸出

課題に合う機器を絞り込み、導入前に試せます

⑥ つなぎ連携

経営面や人材確保等に関する悩みは、関係機関へつないで支援します

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

取組① 相談対応

機器の選び方から導入前の準備、業務の見直しまで、具体的な相談に助言しています

相談対応事例（イメージ）

	相談者	相談内容		対応内容
1	**介護老人保健施設** 事務長	透析利用者が多く動線が長い。救急対応も多く、インカムを検討したい	→	インカム等の情報提供に加え、展示場の見学で各種機器を体験する機会を提供
2	**介護老人保健施設** 施設長	見守り機器・インカムを導入予定。導入前に準備すべきことを知りたい	→	導入前後でデータを取る評価指標を決めるよう助言（例：夜間の訪室回数、職員の歩数）
3	**特別養護老人ホーム** 施設長	若手の負担が増加。介護助手の導入と、取組済み施設の見学を希望	→	タイムスタディ等での業務の洗い出し、役割分担の実施について助言。施設見学の取り次ぎも実施
4	**特別養護老人ホーム** 現場リーダー	インカム導入を予定。準備事項と職員の役割分担を一緒に検討したい	→	評価指標・マニュアル・ルールを検討し、役割分担とスケジュールを再検討

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

取組② 研修会

介護テクノロジーの導入・活用等といった介護現場の生産性向上に関するセミナーを開催しています。









出典：大阪府介護生産性向上支援センターホームページ

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

取組③ 伴走支援

専門家が事業所を訪問するなどして、課題の整理から改善活動の実践まで伴走して支援します

支援のイメージ　※全てのセンターがこのような支援をしているということを示しているものではございません。こちらはあくまで一例です。

Plan　1　改善活動の準備

委員会等のチームづくり、目指す姿と取り組む意義の設定を支援　等

Plan　2　課題の見える化

現場の課題と今後進めたいケアを議論・分析するための支援を実施　等

Plan　3　実行計画を立てる

想定される効果と評価項目の設定等といった改善計画の作成支援　等

Do　4　改善活動に取り組む

活用方法の改善に関する助言　等

Check　5　改善活動を振り返る

効果検証の測定・分析支援
うまくいった点・いかなかった点等の整理に関する支援　等

Action　6　実行計画を練り直す

改善策の検討に関する助言　等

専門家が現場に入り、課題抽出や機器の活用等を支援

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

取組④ 機器展示

介護テクノロジーを実際に見て、触れて、導入のイメージをつかめます

展示の形態（センターによって異なります）



常設展示

センターで、いつでも見られる



出張展示会

メーカー等の担当者への質問も可能な場合がある



モデル施設の見学

介護テクノロジーを活用している事業所で実際の業務での使用方法等を確認できる

展示の形態は、センターによって異なります。 皆さまの事業所が所在するセンターにお問い合わせください

出典：常設展示・モデル施設の見学写真：大阪府介護生産性向上支援センターホームページ、出張展示会写真：三重県ホームページ

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

取組⑤ 試用貸出

課題をヒアリングして機器を絞り込み、導入前に実際に試すことができます

試用貸出の流れ

1 相談・ヒアリング
事業所の現状や課題を確認

2 機器の絞り込み
課題等に合う機器を一緒に選びます

3 試用貸出
貸出企業と調整のうえ、機器を貸出

4 導入の検討
貸出後に、導入するかどうかを検討

ポイント

課題がはっきりしていなくても、ヒアリングを通じて必要な機器を一緒に絞り込みます

貸出期間の目安

2週間～1か月程度（センターや貸出企業により異なります）

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

取組⑥ つなぎ連携

経営や採用の悩みは、関係機関につないで一体的に支援します

主なつなぎ先

経営改善

福祉医療機構（WAM）

中小企業基盤整備機構

よろず支援拠点

金融機関（地方銀行など）

中小企業診断士協会

資金繰りなどの経営改善を支援

人材確保・雇用管理

都道府県労働局

ハローワーク

介護労働安定センター

福祉人材センター

シルバー人材センター

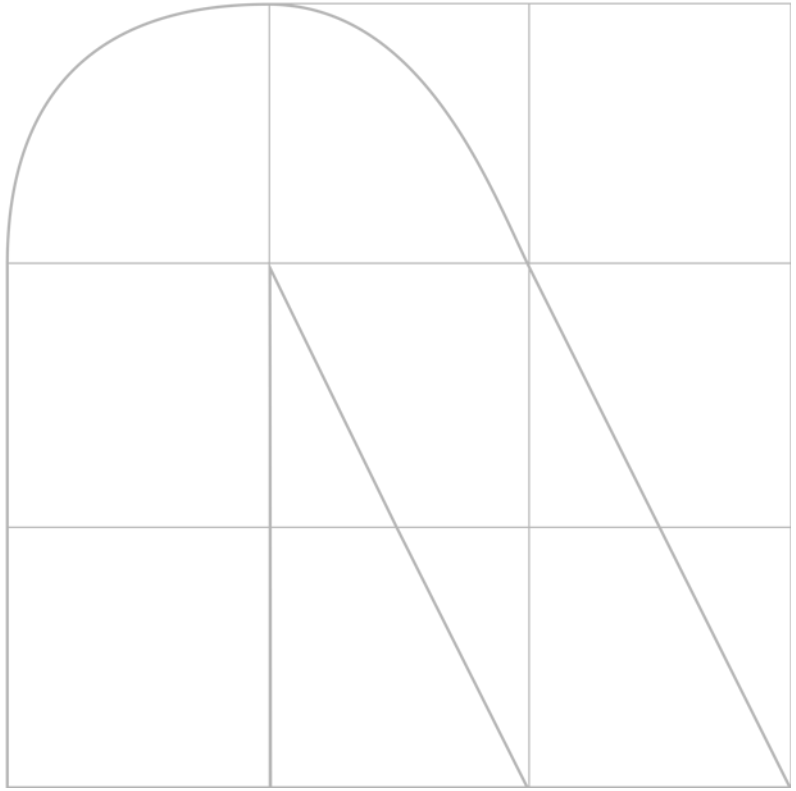
採用活動や雇用管理を支援

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

4

センターを活用するために

- HPで使える情報
- まとめ



© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

HPで使える情報

センターのHPには、動画やお知らせなど、いつでも気軽に見られる情報が載っています

例：大分県介護DXサポートセンター

先進施設の紹介動画

県内の先進的な施設の取組を、圏域別に動画で紹介

お知らせ・研修案内

受付中の研修や最新のお知らせを、随時掲載

支援メニューの紹介

相談窓口・伴走支援・体験展示／試用貸出・研修案内

オンライン相談

HPの相談フォームから、相談を申し込める

取組紹介サイト「KAIGO Switch」
伴走支援やモデル施設の取組も、サイトで紹介されています

出典：大分県介護DXサポートセンター ホームページ

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

まとめ

まずは自らの事業所が所在するセンターを確認して、相談してみてください。

本日のポイント

1 **全47都道府県にセンターがあります**
どの地域の事業所でも、所在する都道府県の窓口に相談できます

2 **センターには主に6つの支援があります**
相談・研修・伴走支援・機器展示・試用貸出・つなぎ連携

次の一歩

センターHPで情報収集 | センターに相談 | セミナー参加

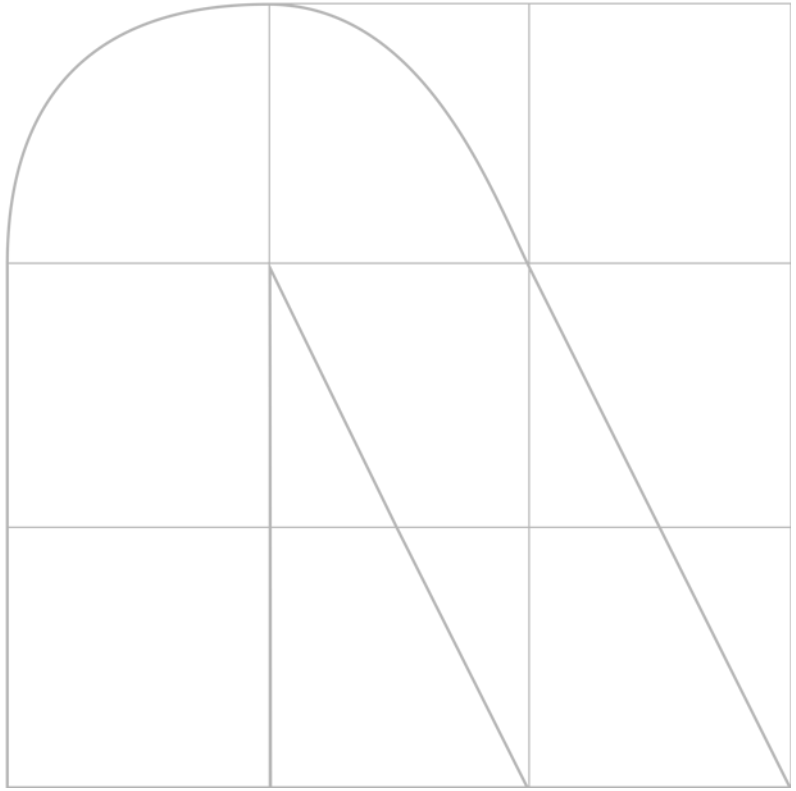
全国のセンター一覧

https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/ns/link/consultation.html

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

その他

セミナーのご案内



© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

セミナーのご案内

介護現場の生産性向上に関する基本的な考え方や、経営面の相談を受け付けている機関の取組を紹介します。
ぜひご参加ください

介護現場における生産性向上の伴走支援を行う企業等向けオンラインセミナー



1 政策動向
厚生労働省

2 生産性向上の基本的な考え方と伴走支援の考え方
株式会社TRAPE　鎌田 大啓氏

3 よろず支援拠点による経営支援及び生産性向上の伴走支援
中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点全国本部　山川 弘二氏

4 伴走支援パートナーの育成・活用
大分県介護DXサポートセンター　小原 裕一氏

申込フォーム https://586f057e.form.kintoneapp.com/public/r8online-seminar01

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.



Lighting the way
to a brighter society